

(表面)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

公共基準点使用承認申請書		
年 月 日		
(宛先) 大津市長		
〒		
申請者 住 所 名 称 氏 名		
担当者 ※申請者と異なる場合		
電話番号 ()		
E-mail		
大津市公共基準点管理保全要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり公共基準点に係る測量標及び測量成果の使用について申請します。なお、使用に当たっては、裏面に記載の条件を遵守します。		
(以下、直接記入又は該当する□欄にチェック印記入)		
使 用 目 的	□ 不動産登記等 □ その他 ()	
測 量 地 域	大津市	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用する公共基準点 (点名記入)		
測量実施 機関	名 称	□ 申請者と同じ □ () ※同じでない場合
	代表者氏名	
	住 所	
備 考		

※申請に当たって押印は必要ありません。

公共基準点使用承認条件書

(施設への立入り)

- (1) 測量標の使用に当たっては、立ち入る施設の管理者にあらかじめ測量作業者の氏名、作業目的、内容、連絡先等を連絡し、立入りの承諾等を得ること。
- (2) 施設内への立入りは、原則として日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までにを行うこと。ただし、施設の管理者から指定された場合はそれに従うこと。

(使用上の注意)

- (3) 使用に当たっては、測量標の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚損しないこと。
- (4) 測量標の使用に当たっては、あらかじめ点検等を行い、測量標の設置状況等に異常がないことを確認してから使用すること。
- (5) 測量標の異常等があることが判明したときは、当該測量標の使用を中止し、測量の計画を再度行うこと。
- (6) 測量標の使用目的により適用される測量法、不動産登記法及び国土調査法等に規定する必要な測量精度を確保すること。
- (7) 使用する測量標の周辺における工事等により測量標の保全に影響があることを知った場合には、速やかに大津市長に連絡すること。

(損害賠償及び紛争解決)

- (8) 測量標又は立ち入る施設に損害を与えた場合は、使用承諾を受けた者の費用で復旧等を行うこと。
- (9) 測量標の使用に関して、第三者に損害を与えた場合には、使用承認を受けた者において解決すること。

(現況調査報告)

- (10) 測量標の使用後は、公共基準点現況調査報告書（様式第4号）を郵送、持参又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。